

堀雅晴教授 オーラルヒストリー

聞き手：小堀 眞 裕(法学部教授)

柳 至(法学部准教授)

幼少期から研究者を志すまで

小堀 本日は堀雅晴先生、ありがとうございます。堀先生のご退職にあたりオーラルヒストリーを掲載することになりましたので、インタビューを始めたいと思います。私、小堀が全体の進行を担当しつつ、柳先生からご質問をいただきたいと思います。それではまず柳先生からご質問をお願いします。

柳 では、堀先生のキャリアに沿って質問をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

堀 こちらこそ、よろしくお願いします¹⁾。

柳 我々の専門は政治学なわけですが、堀先生が政治に関心を持たれるようになったきっかけについて、まずは話していただけませんか？

堀 私は1956年に金光病院で生まれ、「明治コナミルクL」で育ちました。小さいときはまだ工業化が進んでいなくて、うちには三種の神器もなくてかまどがあって、家に炊飯器がやって来たときのことは今でも覚えています。東京オリンピックを白黒テレビで観ていた頃のことです。

1) 今回のオーラルヒストリーをさせていただくにあたって、本誌掲載の諸先生方のそれに加えて、次のものを参考にしました。田口富久治「私とマルクス主義と政治学」法政論集第155号1994年、東京大学先端科学技術研究センター御厨貴研究室・吉田書店編『御厨政治史学とは何か』吉田書店 2017年、縣公一郎・稲継裕昭編『オーラルヒストリー 日本の行政学』勁草書房 2020年、加茂利男「個人史としての現代：政治・都市・地方自治研究を語る」立命館大学人文科学研究所紀要127号2021年、酒井大輔・宗前清貞編『日本政治研究事始め：大嶽秀夫オーラル・ヒストリー』ナカニシヤ出版 2021年。

さて直接に社会に目が向いたのは小学校 4 年生のときでした。友だちの誕生日が 2 月 11 日で、授業が終わってから誕生日会をやるということになっていました。ところが、その日が「建国記念の日」になる、急に祝日になるということで、誘われたみんながびっくりしたんですよ。子どもって、祝日というのは自然の現象でね。誰かが決めて祝日を作っているとは思っていません。また 4 年生というのは、社会科を学び始めるころ。それで「建国記念の日」ですからね。ちょっと普通の「何とかの日」というわけではないですから。それに関連するような、その翌年がちょうど明治 100 年 (1968 年) だったんですよ。また吉田茂元首相の国葬 (1967 年 10 月 31 日) が行われたこともあって、政府のいろいろなキャンペーンがありました。うちの町ではそれまで祝日に「日の丸」を掲揚することはありませんでしたが、それが、そういうことをきっかけに「日の丸」を掲げることになりました。学校でも「家で日の丸を掲げましょう」と言う教師がいて、実際に自分の家でも旗を買ってきて、玄関に立てたりして、それがすごく印象に残っています。

それから 1968 年には、メキシコ・オリンピックで黒人選手が表彰台の上で拳をあげて抗議を示すとか、安田講堂の攻防戦だとか、私には上に大学生の兄がいたので、帰省したときにそういう話をよく聞いていました。また私の故郷は郡部で本屋さんが近くになかったので、唯一の情報源はテレビでした。古谷剛正さんがキャスターをしていた、夕方の JNN ニュースコープを必ず観ていましたよ。

その後、中学と高校は私学に通いました。そこには図書室にそれなりの蔵書がありましたし、本屋さんもありました。また中学から高校までの 6 年間は生物部に入って、中学 2 年から高校 2 年の間は部長をさせられました。「する」んじゃないくて「させられる」んです。それでマネジメントしないといけなかった。夏休みというとき皆さんは自分のことをして遊べばいいんだけど、部員は秋には発表会 (「生物展」) があるので、顧問の先生と相談して何を発表するかということで、夏休みは部活動が

大変に忙しかったです²⁾。

高校1年のときに、生徒会会則（制帽・制服など）を改正するということになって、クラスで「誰が委員になるか」ということで話し合いをするんだけど、誰もやらないから帰りのホームルームが長くなる。それで結局「自分がやる」と手を挙げることになりました。また、高校全体の会議でも「誰がやるか」でまた決まらない。それで結局また1年生の自分が「やる」と言いました。そういう人がいると、まとまりますよね。そうして会則改正委員長を引き受けることになった³⁾のですが、これがまた大変だったんですよ、「何も決まらない」ので。今でも校則問題が継続していますけれど、当時うちの先生たちは「生徒に考えさせる」という方針でしたからね。そのようなありがたい環境のなかで私は育ちました⁴⁾。

今で言うところの「一芸」にあたるような、いろんなことをやっていました。

たとえば高校2年生のときには、「社会問題研究同好会」を復活させました⁵⁾。社研はうちの高校でもかつて「ベ平連（ベトナムに平和を！市民連

2) たとえば中2～3年で取り組んだ研究は下水未整備のなか、河川に直接流される家庭排水で汚染が進む水質を、メダカを使って調べるものでした。生物化学的酸素要求量という言葉はずっと後になって知りました。

3) 自分で、こうした思わぬ行動をとった背景には、小学校1年生の国語の教科書（光村図書）で学んだ「小さい白いにわとり」の難問が脳裏にありました。ちなみにこの教科書は、この年から始まった無償化で配布されたもの（憲法第26条第2項）だったことを、社研の学習会で知りました。

4) もちろん教員団と意見が平行線となる問題もありました。それは1年生の3学期に世界史の試験で自称「勉強ができない子」主導によりカンニングが大量に発生し、その一件で学校の処分を容認するのか、生徒自身で自主的な善処策を見つけていくのかの対立でした。結局、私たちは謹慎経験者からの話を聞いて、教師のいう「自宅謹慎・反省文提出」による立ち直り策はすでに形骸化しており、後者で進むことを決意し、卒業式の日までやり抜くことになりました（後述）。

5) この背景には1年のときに起こった「重大事件」がありました。ひとつは、9月の生物展の開催前日に教室に入ってこられた教頭が、掲示されていたスウェーデンの小学校低学年用の性教育テキストから数頁を紹介する模造紙の性交の様子を描いた頁をみられて、✂

合)」の動きがあって、その人たちが創ったんですが、誰も担う人がいなかったんで休会が続いていたと聞きました。それから岡山朝日高校で、「高校生部落研集会」(全国高校生部落問題研究集会)があるというので、本格的に部落問題や民主主義の問題に関心を持つようになりました。

私学なので高校の先生たちも、すごく教育条件が悪かったから、労組で一日ストライキをされるんです。先生たちがですよ。当然、管理職や非組合員そして保護者からの「アカ攻撃」がすごくあってね。親からいろいろと吹き込まれたりした生徒もいました。教育条件や授業料、私学助成についてホームルームで話し合いましたよ。先生たちのおかげで、これまで3年生のクラス編成では300人が6クラスに分かれていたのですが、7クラス編成になり、自分のクラスは34名になりました。先生たちは本当に生徒のことを考えてくれているという実感がありました。高校2年生の時には、生徒会の会長さんが「文化祭にテーマがほしい」ということで、公害問題をテーマに「青い地球を我らの手に」というスローガンを掲げました。勘違いされないと思いますが、私はその中心にはいませんよ。別に生徒会執行部にはしっかりとした人たちがいたんです。

ところで大学受験はどうしていたかということ、当時、田舎では受験勉強といっても学校でやるだけのことです。毎週一回、英語の単語のテストがあったりするぐらいで……。私の場合、どこの大学どこの学部に進学するかは未定で、高2の段階ではまだ理系で数学Ⅲや理科3科目をやっていました。高3で数学Ⅰの点があまり思ったように取れないとい

ゝ「寝た子を起こすことになる」と後で言われることになる理由で没収して出ていかれた一件。新聞部が「校長・顧問・部長の見解を掲載した新聞を発行したい」というので、清水幾太郎『論文の書き方』岩波新書1959年を急ぎょ買い求め、自宅にあった平凡社の世界大百科事典で調べながら日本の性教育の立ち遅れを反論として書きました。いまひとつは、前掲注(4)の一件。勇気をもってそれを告発した生徒が逆に「良い子ぶるな」と担任排除のなかで吊上げられ、一発触発の事態が迫ったなか、ちょうど三無主義から卒業しつつあった私が“突然”立ち上がって「学校による処分はさせないからカンニングをした者は名乗り出て反省してほしい、その上で二度とそういうことが起らないようなクラスづくりをやっていこう」と夢中で「大演説」をぶつということがありました。

うことがあって、じゃあどこの学部を選ぶのかといっても、親きょうだいはみな理系なので、文系学部のことはよくわからない。教室の壁に旺文社の偏差値表の紙が一枚貼ってあるだけなので、そのなかから選ぶことになるわけです。

じゃあ、いつ法学部を選んだのかというと、正月休みに「兄たちが大学・大学院に行っているから、もうとにかく現役合格、浪人はやめて。入れるところに入って。どこか入れる大学はないの」という話になっていたところに、ちょうど帰省中の司法試験浪人をされていた先輩、兄の友人が来られて、「弁護士はなかなか面白い」という話をされました。それで布施柑治著『ある弁護士の生涯』（岩波新書 1963年）という、著者が父親の布施辰治について書いた話を読んで「なかなかいいな」と思っ

て、それで2月1日に関西大学法学部を受けて、合格しました。その1974～75年の受験シーズンは、各大学が今のように毎年学費を上げていくのではなく、4年ごとに上げていく方法を取っていたころで、ちょうど学費値上げの年にあたっていて、反対運動が盛んで、どの大学も学校の入口に機動隊が並んでいて、ものすごく物々しかったんですよ。もうびっくりですよ。大学って都会ですしね、本当にびっくりしたのを覚えています。

話が長くなりますが、あと、朝日新聞記者・本多勝一さんのもの、中3冬休みに『極限の民族——カナダエスキモー・ニューギニア高地人・アラビア遊牧民』（朝日新聞社 1969年）という3つの民族が一つにまとまったタイトルになっているんですが、それを読んで……。恥ずかしい話、私は小学校の時、まったく本を読んでいないんですよ。夏休みの読書感想推薦図書を担当から「学級委員だから読め」と言われて、でも小説は読めないのです。中1に1冊、中2に1冊です。だけど本多さんのものはなかなかシャープで面白いんです⁶⁾。彼を好きだった兄が帰省の

6) 野矢茂樹「国語は何を教えずにいいのか」日本文学2021年3月号は、その原因がいわゆる「文学国語」にあることを指摘しています。

たびに読み終えた本を持って帰ってきてくれて、当時彼の書籍で出たものはすべて読みました⁷⁾。それと1972年日中国交回復を機に関心が高まるなか、彼は中国を旅した記事を連載する、皇軍の侵略地をたどるものですが、それを読んでいました(『中国の旅』朝日新聞社 1972年)。新聞は毎日熱心に読んでいて切り抜きをしていました。

その朝日新聞への信頼が一度に崩れたのが、1974年11月22日(金)の八鹿高校事件なんです。これは若い方はわからないかもしれないですね。同和教育をめぐる大暴力事件があったんです。私が3年間以上読んできた大阪本社朝日新聞に、この事件に関する記事が一切載らないんです(後述の検証記事では但馬版だけでは掲載したとのこと)。毎日・赤旗には載っているのに。そのうち、うちの高校の生徒会室に八鹿高校生徒会から「ニュース」が送られてきました。「関係者に配ってくれ」ということだったんで、私のところにも回ってきました。読んだらびっくり、本当にびっくりしました。

この事件のことが一切朝日新聞に載らなかった事情が明かされるのが、20年後です。1995年7月1日付けに、「八鹿高校事件(戦後50年 メディアの検証:21)」として、当時の内部の様子が記事⁸⁾にされます。まったく酷い話です。信じていたものが崩れるというのは、やっぱりショックが大きいですよね。

このあたりで関心を持たれたところがあれば聞いていただけたらと思

7) 「教員お薦めの本:堀雅晴先生(法学部)」立命館大学図書館 HP 公開2017年3月(www.ritsumei.ac.jp/lib/d05/010/kic/hori_l/)で、高校時代からの読書歴の一端を学生に紹介しています。

8) 記事のごく一部を紹介すると、「豊岡支局に東京本社論説委員から電話が入った。天声人語の筆者深代惇郎だった。『君たちはなんで書かないのか。現場にいた人に聞けば話はとれるはずだ』」とか、「戦後の新聞史上、最初に本格的に部落問題に取り組んだ大阪朝日の連載『部落・三百万人の訴え』(五六年)以来、その報道は解放同盟の理論と運動に共感を寄せ、影響を受けてきた。糾弾を批判する共産党の主張には距離をおいていた」ことから、「『差別に立ち向かうにはある程度激しい糾弾も許されるという考えが、一部に批判もあったが、大阪本社内で強かった』」ことなどが書かれていました。

います。

柳 大学受験をされる際には、弁護士を目指されていたのですね。

堀 そうです。1月のときには。

柳 その後、大学に入られてからも弁護士を目指されて勉強されていたのでしょうか。

堀 その話は半分その通りで、半分は違うんです。正しいほうは、関西大学には受験のクラブが複数ありまして、あるクラブに並んで入会しました。新入生を150人もかかえる一番大きいクラブに入りました。そこには憲民刑の各部会がありました。私としては弁護士になろうと思って、基本書を古本屋さんでまとめて買ったんだけど……難しい。机の上には並んでいました。並んでいましたけれど、何か馴染めなくてね。本学の「基礎演習」のような授業もないので、六法全書も買いましたけれど、難しくて読めないんですよ。それで、1年生の終わりに「これはいかん。初心はどうなったんだ」ということで、春合宿に行くんですよ、がんばろうと思って。ところが所属していた憲法部会では憲法9条を取り上げるんですけど、司法試験合格との関係で、通説の世界、最高裁判決の世界でやっていて、合格答案との関係ばかりで話が進むので、「あ、これは違うな」と思いました。それで帰宅後に退会し、基本書もそれを買った古本屋さんに戻しに行きました（笑）。

一方違うところですが、1年生の秋ごろに「政治を勉強しましょう」という、学部生と院生・教員を会員とする研究会のビラを教室に配りにこられたんです。「ああ、そんなことを勉強したいなあ」とも思っていたから、それで聞いたんですよ。「なんで4月にこのビラを配らないのか？」って。そうしたら、「4月だと誰も見てくれないから配らない。受験のクラブでうまくいかなかった人を拾うんだ」という話でね。そのクラブは「政治研究会（政研）」と言って、京都大学の学生が1960年代に創設した流れをくむもので、自分たちでカリキュラムを作ってやっていました。経済学とか政治学とかの基本書を読み合わせる、そして春と

夏に白馬で合宿して読書会をしたりしているところでした。

もう一つ言わないといけないのは、1975年4月、大阪府知事選挙で黒田了一氏が2期目の出馬をするということがありました。ちょうど高校の先生に「大阪に行く」と言ったら、「黒田了一の大阪の選挙事務所にカンパをもって行け」と言われて、それを届けに選挙事務所に行くことになったんです。大学には知り合いが全然いませんからひとりで尋ねていきました……、そこで後に先輩になる良い人たちとの出会いがありました。それから吹田市長選挙にも関わるようになって、榎原一夫という人で同じく革新市政で、こちらも2期目の挑戦でした。下宿生だったから、食事を目当てに選挙事務所に行ったんです。そこで人間関係ができました⁹⁾。

それと大学がねえ、キャンパスでは各セクトの、ヘルメット姿でサングラスをした人たちがアピールをしたり、あるいは「関西空港をつくらせない」とかいう政治スローガンを掲げたりして、演説を一方的にして授業をつぶすんです。そういうことがあって、学校には学ぶ雰囲気なかったです¹⁰⁾。一番ショックだったのは、私の「基礎演習」の先生は民事訴訟法の先生で、当時、隔週授業だったんですが、授業が終わってから10人ぐらいで先生の個人研究室に行ったんです。教科書にされていた

9) 有権者になって初めての投票は1976年総選挙でした。田中角栄前首相が同年7月にロッキード事件で逮捕されるなかでの実施で、当時の公職選挙法の定めで市民会館での立候補全員による立会演説会が開かれました。会場に入りますと、すごい熱気でした。

10) 1976年秋に政研の仲間たちと、以前の学園紛争で公認学生自治会がなくなっているなかで法学部祭典を実現しました。学生自治会旧規約に則って語学の1～2年生の全30クラス中28クラスの代表者が集まって「代表者会議」を復活させて、教授会に休講措置を求めて交渉しました。しかし同会議を正式の学生代表とは認めず、学生大会での開催決議を求めました。「代表者会議」の公認権問題を棚上げにしたまま、教授会の求める学生大会の開催に同調する一部の代表の主張に押し切られる形で署名を始めることになりました。その結果、過半数(1760名68%)の署名は4日間で簡単に集まりました(関西大学個人傍聴者「関西大学法学部における学部祭典実現の運動と自治会再建の運動の教訓について」『全学連18 第28回定期全国大会決議報告集(全日本学生自治会総連合中央機関誌)』発行所 全学連中央執行委員会書記局、1977年3月、151～53頁)。

田中英夫先生の『実定法学入門』（東京大学出版会 1974年）という分厚い本があるんです。それが難しいので、先生のところへ行って「授業を毎週やってください」とお願いしたんです。そうしたら、「過半数の人が了解したらやります」と言われました。それで、次の授業で集まったみんなに尋ねたら、お願いしに行った10人はすべて手を挙げたけれど、あとの人は「勘弁してくれ」ということだったんです。これで一気にモチベーションが下がりました。本当にもう何かねえ……どこにも身の置き場、心の置きどころがないという感じでした。

柳 そうすると、大学内の授業というよりも、大学等における研究会であるとか、学外における活動を通じて、徐々に政治学への関心が高まっていったということですか。

堀 そうですね……。政治ですよ¹¹⁾。

柳 政治に対する……。

堀 政治学というよりは政治ですね。ちょうどそのころ、山川雄巳先生が翻訳されたデイヴィッド・イーストン『政治体系——政治学の状態への探求』（ぺりかん社 1976年）なんかもありましたよ。だけど、話をされておられるのを聴いても、今必要な政治には直結しませんので、なかなか馴染めませんでした。

柳 その後、先生は大学院や研究者を目指されますが、その経緯についても教えていただけませんか。

堀 ええ、これはもうはっきりしています。今申し上げましたように、学部ではちゃんと勉強していません。実際の政治には関わりましたけれど。だけど、秋学期から始まった3年生のゼミでね。先ほど申し上げました政研でいっしょに活動して下さっていた助教授の先生を選び、

11) 1977年6月に自由な言論を暴力で封殺する理事・職員等が引き起こした、関大生協総代会暴力事件の被害者の一人として、大阪地裁の証言台に立ちました。加害者らは全員有罪が確定しました（『参照』関西大学生生活協同組合編『たかが生協 されど生協：関大生協40年の軌跡』発行者 同前〔非売品・限定出版〕、2002年5月、61頁以降）。

「戦後史」をやるということになりました。使った文献は刊行されたばかりの、『岩波講座日本歴史 第22巻 現代 (I)』(岩波書店 1977年)です。今、本学法学部の「基礎演習」でもやっているアカデミック・ライティングなどを、そこで教わったんです。赤ペンで添削をして、要約文を返却してくださるんです。4年生時には春はゼミ旅行、秋には合宿を神戸市北区の「関西セミナーハウス (現在の神戸セミナーハウス)」で。ゼミは30名ぐらいの大きなゼミでしたけれども、政研のメンバーも私を入れて5～6人いて、ゼミの中心メンバーになってやっていて、それは大変に充実していました。

あの当時、協定下の就職活動は10月1日が解禁日でした。他の人たちはもう4年生の春になったら OB 訪問をして10月1日の午前中に訪問する会社を見つけておくんです。そういう指導がありました。だけど私は要卒に入らない教職科目を履修していた関係でまだ必要単位が残っていたし、なんか就職ということが自分ではまだわからずに、まずは勉強に集中ということでした。ゼミは私たちがちょうど2期生でした。ゼミ卒論のある唯一のゼミで、それを書かなかつたら単位がもらえません。それで必死に勉強しました。ちょうど戦後1945年、1946年あたりの雑誌、関西大学は古い大学なのでそういう雑誌が所蔵されていて、それをコピーして一生懸命読みました。その中で新憲法の成立ということの歴史的な経緯がすごくリアルにわかったので、「もっと勉強したいな」と思いました。

実は兄も理系の大学院に進学していたので、親は「希望するなら、財政援助をしてもいい」と言ってくれました。その当時大学院に行くということは、「研究者になる」とゼミの先生に申し出ないといけないことでした。でも自分自身まだ何も成果があるわけではなかったから、自分のゼミ卒論を読んでいただいて、これを元をお願いするということにしようと思いました。それで2月に「戦後の激動と象徴天皇制の誕生」という卒業論文が出来上がり、先生が読まれたと聞いたので、その感想を

うかがったところ、「がんばった」と肯定的に言っていただきました。そこで恐る恐る「実は大学院を受けたいんですけど」と言ったんです。そしたら「もう、この4月入学の大学院の試験は去年の9月に終わっている。君、知らないのかね」と。「ええ、知らないです……」。普通、入試があるのは3月だと決まっていると思っていたんです。

その時考えたことは、せっかく大学4年間、勉強する機会と時間を与えてもらったのに、自分の意志の弱さもあって十分に勉強ができなくて、それでこのまま社会に出ても自分自身が納得できないということでした。じゃあ研究者になるということについては、理系のドクターの学位を取って大学の研究職に就いた兄からは、「理系文系の区別はあるけれど、なかなか研究者にはなれない。そんなになるというんだったら有力な大学院を目指して、研究者を輩出している実績のあるところへ行け」というふうに言われました。周りにも、とにかく「大学院に行きたい」と言ったら「え、まさか?」と言われましたし、試験に合格したときには「もう、それで気が済んだ?」と言われて、「ちょっと待ってよ」となりましたけれど(笑)。それで大学院の修士課程に進みました。さらにその先に進むかどうかについては、やっぱり自分が「納得できる修士論文を書いた後だ」ということで。それで納得のゆくものをまとめられたので、続けて博士課程に進みました。

院生時代

柳 先生は大学院に進まれてからは、アメリカの農業政治を研究テーマとして選択されますが、それはどういったことがきっかけとなったのでしょうか?

堀 これは偶然なんです。私はマスターを3年間やっているんです。そのちょうどマスター2年の秋にある修論構想研究会のテーマを練っていた時のこと。そのとき頭に浮かんだのは、1970年代前半の穀物危機でした。ちょうどダン・モーガン著、NHK 食糧問題取材班監訳『巨大穀物

商社：アメリカ食糧戦略のかげに』(日本放送出版協会 1980年)が「武器としての穀物」に注目して大変に話題になり、さらにそこに穀物メジャー(カーギルやコンチネンタルグレインなど)が暗躍しているということで、米国連邦議会で初めての公聴会があったことが書かれていたんです(「参考文献」の「第一章」訳書553～54頁、「第六章」訳書559～60頁)。昔、サンケイホールのところにあった関西アメリカンセンターにマイクロの議事録が所蔵されていまして、それをコピーして持ち帰って、彼らの証言を自分なりに翻訳していました。

私が指導教授でお世話になった先生は、『圧力団体論』(有斐閣 1963年)をおまとめになっている上林良一先生です。そこで扱っておられたのは国内の圧力団体だったので、私としては国際的な圧力団体について何か検討するのはどうかと考えてのことでした。そのときは、まったく先行研究ということが頭になかったので、発表後に先生から一言、「これはジャーナリスティックだ」。この一言で、「このままこれを進めても論文にはならない」ということがわかり、M3が確定しました。それで本当に困ってしまっていたときに、法学部のある教員に立ち話で穀物メジャーをやっているけれど、どうも上手くいかないと話したら、「アメリカ政治というのは農業からも分析できる、それを分析した論考があるよ」とアドバイスをいただきました。

私自身が農村生まれなので、小学校3年生まで田植えと稲刈りの時期に4日間ほどの休みがあったんです。私の家はもともと「越中富山の薬売り」で薬局と化粧品店をやっていたので、その期間中は何もすることがないんですよ。それでいたたまれなくなって、知り合いの家で田植えや稲刈りをさせてもらったりしていました。農村地帯では役に立たない負い目の存在でした。また農業と言えば、すでに申しましたように1973年に米国が穀物商社を通じてソ連に緊急に穀物を大量売却したので、日本のほうに穀物が来なくなって、うどんやパンが食べられなかったことがあるんです。さらにオイルショックで、夜11時からテレビがすべて放

送されなくなるということがありました。エネルギー危機です。そういうことを経験していたので、農業にすごく関心を持っていました。

さっそく教えていただいた論考を読んだのですが、研究を前へ進めていける関連文献がまったくありませんでしたので、それ以上はどうにもならなかったんです。そんなときに、Theodore J. Lowi の *The End of Liberalism: Ideology, Policy, and the Crisis of Public Authority*, W. W. Norton, 1969 の翻訳が、村松岐夫先生を中心に出版されて¹²⁾、そこに確か農業普及事業制度というのが利益集団政治の起源となるもののひとつだとの指摘がありました（訳書115頁以降）。ネオ・コーポラティズムへの関心が高まっていた時期のなか、私は行政国家の形成過程の最初から調べたいと考えていたので、「ああ、ここを調べてみたい」ということになりました。

M3 の7月に長らく闘病していた父が亡くなりました。財政援助をしてくれていた母自身も看病疲れで寝込んでしまったために、回復するまでの2か月あまりを自宅で過ごしました。その間、とにかくマスターだけは修了したいということで、Lowi の本を分析して論文にまとめようとやっていたんです。ところが先ほどの「原型」（訳書115頁）という箇所には一次文献の参考文献がないんです。Lowi は一次文献に基づかず、Grant McConnell の *The Decline of Agrarian Democracy* という二次文献に依拠して書いているんです（訳書139頁注(1)以降）。そのなかで結論として彼はローカル・レベルではプライベートな存在であるファーム・ビューロが、（私がみるところ何の説明もなく）フェデラル・レベルになるとパブリックな存在となって、利益集団自由主義を形成していると批判するわけです。このファーム・ビューロは第一世界大戦が終わった後、1919年に急に連邦レベルでの巨大組織、全米ナンバー・ワンの組織になって登場する団体で、米国圧力団体論の本では、農業分野で必ず出

12) T. ローウィ著、村松岐夫監訳『自由主義の終焉：現代政府の問題性』木鐸社 1981年。

てきます¹³⁾。アメリカ農民運動というのは19世紀の終わりまで、アメリカ史ではたくさん描かれるし、論文も多いし、経済史の人も書いているんですが、20世紀になると書かれなくなり、ファーム・ビューロについての論文がなかったんです。

そこで「何とか一次文献があればなあ」と思ったときに、Alfred C. True という人の一次文献があるというのを何かの本の注で見つけたんです。それがこれです。Alfred C. True, *A History of Agricultural Extension Work in the United States 1785-1923*, U.S. Department of Agriculture Miscellaneous Publication No.15, October 1928 で、そのリプリントが1969年に出ていたのです。今だったらその本を図書館の Web で検索する¹⁴⁾と簡単に出てくるんでしょうけれども、その当時は国立国会図書館が日本の図書館で蔵書された洋書のタイトルを月ごとに記録している刊行物があったんで、1969年以降を丹念に調べていきました。その結果、大阪大学と東京教育大学に所蔵されていることがわかりました。

それで阪大で調べたら「紛失」となっている。そこで東京教育大学、つまり筑波大学に……普通だったらレファレンスを通じて探せばいいんですが、知り合いの留学生が筑波にいたので、その人に手紙を書きました。以前に一回その部屋に泊まったこともある人だったんですが……、ところが返事が来ない。「まあ、そんなもんやろ」と思っていたら、12月初旬に本をコピーして送ってくれたんですよ。私の手紙が別のドミト

13) 拙稿「アメリカ農業普及事業制度の展開：20世紀初頭の利益集団形成史とも関連して」
島大法学 第34巻第1号1990年5月参照。ちなみに日本でもこの普及事業はGHQによって被占領期に、中央政府と府県の地方自治体との「協同事業」として始められました。拙稿「自治体農政改革と協同農業普及事業」技術と普及（全国農業改良普及協会）第33巻第7号1996年7月、28～34頁参照。

14) 校正の際に念のために本書（1928, 1969）の蔵書図書館数を Web で調べてみたら、なんと24館もあることが分かりました。さらに本書が被占領期に翻訳されていたことも知りました。A.C. トウルー著；吉武昌男訳『農業総合研究所翻訳叢書、第1号（農業総合研究所刊行物、第32号）』農林省農業総合研究所 1950年。

リーに誤配されていて、ほったらかしになっていたということでした。それでそこから必死になって読みました。読んでみたらとても面白くて、自分の抱えていた疑問がすっかり解決しました。公的な性格の農業普及員が州立農業大学普及部と農務省の下部組織の共管で地域に派遣されるんですが、それを給与等の面でサポートする団体（ファーム・ビューロ）を民間が作って支援するというような仕組みだったのです。それで、何とか締め切り間際まで徹夜、徹夜で、下宿の皆さんにもお手伝いいただいて、「アメリカ農業政治に関する一考察：特に二〇世紀初頭から二〇年代までの農業普及事業制度の形成過程を中心に」という題名で修士論文を提出することができました。

柳 その後、博士の後期課程に進学されましたね。そこでアメリカ農業政治等に関するご研究も発表されるようになっていって、成果も出されていますね。

堀 実はそう簡単ではないのです。そういうふうになればいいんですけど、この分野は先行研究がないんですよ。農業分野に関しては、今は名誉教授になられています関西学院大学の橋本信之氏が書かれた日本のことぐらいで、米国の農業政治に関したものはなかったんです。

それでドクターになって何をしたかというと、D1 の時には先生たちの政治学研究会というところで発表をしました。それをすると先生たちの学部紀要に載せてもらえるんです。それで、あとは原稿にまとめて出せばいいという段階になったんですが、ただ自分の研究がまだまだ不十分だという認識があって、原稿の提出までなかなか進まなかったのです。それで、「関西アメリカ史研究会」という研究会がありまして、関西でアメリカ史を研究されている先生方が集まって月に1回研究会を白雲荘で開いておられる。その例会で、「アメリカにおける連邦補助金制度の形成について」というテーマで発表をさせてもらうことにしました。そのなかで、10件くらい改善点をご指摘いただきました。

私の修論の場合、行政マンが書いた事業報告書の紹介なんです。研究

会では「連邦議会の Congressional Record という議事録があるので、その一次資料で跡づけなさい、京都大学法学部図書室にあるから〔後日実際に手に取ると赤色皮背表紙の、南満州鉄道株式会社の蔵書印があった〕。そうすれば良いものができるから」と具体的にアドバイスをいただきました。先生方から資料について具体的にご指示していただけるので、それは有難かったんですが、しかしそれをクリアしないと先に進めませんよね。いっぱい資料をコピーしました。みなさん親切な先生ばかりなのです。「こういう本や論文があるよ」とかいっぱい言われまして、それをこなすだけで、ドクターの3年間は一本も論文を書かなかった。ただ、その一次資料等をずっと読んでばかりいました。これは苦しかったです。

オーバードクター1年目に入るとき、修論の副査をしていただいた山川雄巳先生が中心になって、関西大学経済・政治研究所というところで「公共政策研究プロジェクト」が組織されたんです。そのプロジェクトで先生から「農業をやっているから、日本の農業政策をやってみたら」ということでやりました。それで農業についての一次文献は、大阪では大阪府立大学農学部にあるので、そこに知り合いを求めて雑誌や農協の年鑑、農協系や農業会議所系の新聞とかを読みました。それから農協系の日刊紙を定期購読して毎日読んでいました。とにかく苦勞しました。そのころ農業については橋本氏以外、政治学者や行政学者で関連する先行論文を書いておられる人はいなかった¹⁵⁾ので、本当に苦勞しました。苦勞したということだけです(笑)。

柳 ご苦勞はされましたが、最終的には「関西大学法学論集」や山川雄巳編『現代日本の公共政策』(関西大学経済・政治研究所 1988年)の分担執

15) もちろん例えばこれらの文献から学びました。加藤一郎・坂本楠彦編『日本農政の展開過程』東京大学出版会 1967年、田口富久治『戦後農政の決定過程と農政運動』同『社会集団の政治機能：その理論と実際』未来社 1969年、宮原幸則『戦後農政と農業法』農林統計協会 1981年、橋本玲子『日本農政の戦後史』青木書店 1984年、食糧政策研究会編『日本の食糧と食糧制度』日本経済評論社 1987年。

筆の中の一章としてご執筆されたのですよね。

堀 結局のところ、そうなんです……。修士論文の活字化のほうは資料がいっぱいありましたけれど、どうにもならなかったのです。そのころ、ちょうど結婚して子どもができて、子どもが歩き始めて資料を荒らされたいへんなので、「もう、このあたりでまとめないといけない」ということで腹をくくるわけです。院生時代は締切日がないようなものでしたが、オーバードクターになるともう締切日が決まっているから、とにかく必死に読んでまとめました。

そもそも私は就職を考える余裕がなかったんですよ。その当時、「論文2本で講師、3本で助教授」というような相場が言われていました。私は1本ある。もう1本書かないと教員の公募に出せない。春から秋にかけて大学教員の公募期間でした。オーバードクターの3年目にあたり、満期になるというときでした。最後のチャンスということで論文を2月に提出しました。紀要の公刊がその年の6月なので、3月ごろ西院にある富山房さんに行って校正しました。あの当時は活字を組み合わせる活版印刷なんです。きちんと指示を出さないといけないのです、文字のポイントなんかも。校正記号もいろいろと覚えました。校正なんて指導教授が教えてくれるわけではなかったもので、もう大変でした。

柳 その間、ご結婚されて、お子さまが生まれて、さらに高校でも非常勤講師をなさっておられて、非常にお忙しい日々だったのではないですか。

堀 それがねえ、忙しくないんですよ。

一同 （笑）

堀 忙しくないんです。おかげで研究にいつそう集中できました。高校の非常勤講師は、結婚するときに無職ではいけないというので、やったまでです。それだから「最低の4コマ」しか担当しませんでした。また出勤初日に組合の役員さんに呼ばれて、子どもが少なくなって2000年頃には入学者が少なくなるので、その時には私への仕事がないと言い渡され

ました。奨学金の支給は規定で止まりましたが、妻が働いて助けてくれましたので大変に助かりました。また子どもができれば、取組みに励みが出るお相撲さんといっしょで、自分も頑張れました。あの当時、PC はタイピングの音が激しかったですし、プリンターも音がすごくうるさかったんですよ。ということで、乳幼児もいるので、すぐくヒンシュクを買いました。

柳 「子どもが起きてしまう」ということでしょうか？

堀 はい、そうそう。それから本っていうのは埃がしますよね。本といっしょに寝るなんて、もう倉庫で寝てるのといっしょ。下宿生活をしてきた自分としては落ち着くんですけど、他人はそうは思いません。いっしょに生活をするんですから。そういうことも、人のことも考えないといけないですよ。里帰りから妻と子どもが戻ってくるときには、そこらへんにある本を全部「倉庫」を建てて片づけてきれいにしました。

振り返ってみますと、院生の時は原稿の締切りがなくて時間が無制限にありました。際限なく時間があって、「これも、あれも」ということで調べたり読んだりしていました。しかしオーバードクター 3 年目の満期を控えて、「もう 1 本論文があれば応募ができる」ということがわかってきました。そういうことで秋に島根大学に応募して、1 回目で採用していただきました。ほんとに幸運でした。

島根大学に、そして立命館大学へ

柳 1990 年 4 月に島根大学に赴任をされて、そこから、地方自治体における計画であるとか、地域振興に関するご研究も増えてきました。こういった研究に取り組まれた経緯についてお聞かせいただけますか。

堀 地方国立大学の行政学の教官というのは、前任者との交代の際、文部大臣の任命書だけでなく、あと二つ任命書があるって言われたんですよ。一つは県庁の自治研修所の講師。前任者も務められていたので任命があると。それと、島根県は農業県で、島根協同組合学校があるんで

す。高校を出た後2年間、全寮制で短大レベルの教育をする学校で、農学部を中心に携わっておられた。私の場合、農業行政論を担当しました。なぜ島根大学に職を得られたかという、私の理解では農業がわかるからだと思います。農業行政で、減反政策がわかるからです。そうすると、過疎の問題もわかる、産業と政策とがわかる。そうじゃないかなと思ったんですよ。

あと自治体労組がスポンサーの自治研究センターです。そこにも大先輩で、役員をされている先生がいて、「今度こういうことがあるけれど、やってくれないか」とか。また別の先生はコンサルタントのような研究所をつくっておられて、その研究所が津和野のとなりの柿木村で、10年ごとの『総合振興計画』を策定するというので、「来いや」と言われたりしてね。もう若手としては「イエス」しかないですよ。でも、津和野の方に私はこれまで行ったことがありません。すごく遠いところでした。たぶん向う側から見ると、大学の先生は何でも知っていて何でもわかると思っておられる。だけど、こちらはまだ2本しか論文を書いていなくて、それしかわからないから大変です。そういう中で両先生が受託されてこられるので、その仕事をスタッフとしてやるんです。ほんとにはできないのに、やることになるわけです。

その後には、いわゆる「ゴールド・プラン」後の福祉行政の実務に関わることになります。大森彌先生が厚生省の審議会で市町村中心主義をお進めになっておられ、いろいろと計画が下りてくるのです。そのなかに1994年4月までに、すべての市町村で「高齢者保健福祉計画」を立てるというものがありました。それを自治研センターが受託されて、その計画がこちらに回ってきました。その当時、もちろんその後立命館大学に来るなんて考えていませんから、やっぱり島根にいと農業の仕事がひと通り回ってくるんですけれど、それと同時に福祉のことも大切でした。その当時、高齢化率は島根県が一番高く、人口コーホートのデータを分析する同僚の先生もいらっちゃって、「2030年には高齢化率が4割

超になる」という推計を発表されていました。そのため自分の研究に、「福祉は大切だ」ということで、もう一つ、それを研究の柱に立てることにしたんです。

日本行政学会の会員で見ると、当時福祉をやっていたらっしゃる方は、社会保障研究所にいらっしゃった武智秀之氏くらいしかいなかったんです。専門性が高いから。しかも地域福祉といっても、行政学のような分野は行政マンに担われているので、まだ学問の準備が整っていないフシがありましてね。実際にその計画のスタッフの中に入って、私らは霞が関の指示を受けるわけです。そのなかで厚生行政がどのようになっていけるかが見えてきます。自分の経験は先の高齢者保健福祉計画の全県実務者説明会に行って計画づくりの説明を聞いて帰って、実務作業に取り掛かったことです。それだから、武智さんが日本行政学会で報告されたときに、私なりの質問を投げかけることができたわけです。今はもうできませんけどね。

ただ京都に来るとわかるとおり、福祉学部の先生たちがたくさんいらっしゃる。その専門の先生方が京都市や府下の自治体の審議会でお仕事をされているから、自分も引き続き、独自に3年ぐらいは政令指定都市における福祉行政のマネジメント・サイクルに関する研究を大学から財政助成を得ながらやりましたが、それ以上には続きませんでした。もちろん、あのまま島根にいたら福祉のこともやっていたと思います。実は1994年から2年間の予定で、北欧への外留も決まっていたからね。農業や福祉のことは県自治研修所で知り合った人たちが県と市町村にいらっしゃったので、現場の情報が入るし、いろいろと教えていただけるから、行政研究者としては最高の環境でした。ただ、先輩の先生方からいろいろ持ち込まれる仕事はきわめて実践的なものばかりでした。これを、とにかくこなさないといけないので、もう必死でした。

柳 この後、立命館大学に赴任されるわけですが、この経緯についてうかがってもよいですか。

堀 はい。今でもいくつかの大学では残っていると言われてはいますが、本学法学部は当時公募方式ではなく、候補者を決めて、第1順位、第2順位の候補者というのを決められた後で声を掛けるという方法だったのです。1993年6月ごろだったかな、翌年のカリキュラム改革で、「立命館大学法学部に政治行政コースが新設され、その中に『現代日本政治論』という新しい科目ができるんだけど、それで教授会であなたが一番ふさわしいということなので赴任されませんか?」と、電話がかかってきました。

柳 いきなり電話がかかってきたのですか?

堀 そうそう。私は何と答えたかという、「私はそちらさんの大学に願書を出しているわけではありませんので、何かの間違いではありませんか?」と、当然答えました。そうしたら、電話先は「はい、そうです。こちらであなたに決めました」と。そんなのすぐに即答できないので、「考えさせてもらう時間はどれくらい取れるんですか?」と尋ねたら、「明日までです。そこで No であれば、この話はそこで終わるし、Yes であれば割愛に伺わせていただきます」とのことでした。

受話器を置いて考えたことはこうです。たった4年間の在籍で「さようなら」というのが、どうも気になりました。他にも応募者がいる中でたぶん無理をして、やっとのことで採用していただいたと思うので、ありがたい学科なのです。あの時に定職につけていなかったら、研究は続けられなかったでしょう。当時、私には大学の非常勤ポストもありませんでしたからね。こうして研究を続けさせてもらっているのは島根大学のおかげですから。また先ほど申したように、島根に行ったら霞が関からの出向者が何人もいらっしゃるんです。東京の話も聞けて、すごく霞が関が近いんですよ。回転ドアになっていますからね。行政学者にとってはありがたいところです。

そしてなにより研究分野がこれまでの農業行政に加えて、新たに福祉行政にも広げつつありましたからね。両分野を学べるチャンスはめった

にありません。ここにいるからこそ、できることです。それは、当時の日本行政学会の会員名簿を眺めればすぐにわかることです。

そんな中で決め手になったのは何かと言いますと、新設科目の「現代日本政治論」を担当すること、それが大変に魅力的でした。今でこそ、この科目はどこの大学にもあるようですが、その当時は珍しかったんです。また当時政界は騒然とした時代でした。ご承知のとおり、この8月には非自民の細川政権が誕生し、政権交代が国政で初めて実現したんです。それには久米宏のニュースステーションや田原総一郎のサンデープロジェクトが後押ししたんじゃないかと、下野した自民党から疑いの目があるくらい、「政治改革」をめぐるテレポリティックス現象が席卷しておりました¹⁶⁾。それらのことが直接に影響して、翌日、「わかりました。お願いします。」と返事をしたんです。

柳 立命館大学に赴任されてから大変だったことはありますか？

堀 まず大変だったことは、「現代日本政治論」(2回生前期配当)という授業を2単位、13回分の講義ノートを作ることでした。今申し上げたように1993年の「政治改革」政治が始まっており、1月に政治改革法案の可決、新学期は小選挙区制なり、政党助成金制度とかについての政治報道が盛んにされ、こうしたテレポリティックスの影響で学生の関心が高かったんです。それで新聞を読み、月刊誌や週刊誌を研究室で定期購読して、政治ネタの話をして急場をしのいでいたということです(この続きは「立命館ロー・ニューズレター」No.92 February, 2022 をご参照ください)。もう一つは、やっぱり「基礎演習」(通年4単位)ですね。前の大学ですと1年生は3人でした。学生が自分の研究室に来て、通年で落ち着いて読書会とかをやっていたんです。こちらは組織的に大規模にやっておられる。先輩の先生たちは大変に力量があるし、すごく熱心に、3時限、4時限をぶっ通してやられていました。それに加えて5月

16) 拙稿「日本における政治的民主主義の現状と課題：椿発言問題と証人喚問事件」福井英雄編『現代政治と民主主義』法律文化社 1995年4月を参考のこと。

には泊まり込みの合宿を全クラスでされている。またオリター役の上回生の学生さんが援助にクラスに入ってくるし……。実は、あの人たちがいないとクラスが回っていかないんですけど……。

それから会議が長かったです。教授会がね。共稼きで保育園の送り迎えもあったのでやりくりが大変でした。

小堀 10時ぐらいまでやっていたことがよくあった。

柳 夜の10時まで、ですか？

小堀 ええ、ええ。

柳 すごいですね。

堀 小堀さんは何年に立命館大に来られたんですか？

小堀 1996年ですね。

堀 それじゃあ知っていますよね。6時になったら会議室で、うどんか丼をとって食べていました。二部の授業で退出される先生方もいらっしゃいましたよね。またタバコを吸われる方もいて往生しました。

柳 夜10時ごろまで会議をするといった雰囲気はいつぐらいまで続いたのですか？ 今では遅くとも6時ぐらいには終わりますが……。

小堀 雰囲気というか……うんそうですね、当時は、議論はすでに、今でいう「働き方改革」的議論もあったわけですが、2000年ぐらいまでは夜10時までの教授会というのはよくあって、「がんばって短くしよう」ということになっていました。

堀 だから学部長のお名前では、大河純夫先生が2年任期を2期されて、それから3年任期制になるんですけども、大河先生のときぐらいまでだったと思いますね。

それと、これまでの先生方のオーラルヒストリーを見させていただきますと、このことが記録に残っていないので、残したらいいと思っていますことがあります。それは、現在は授業のチャイムが鳴ると、すぐに授業を始められる態勢になっていますよね。しかしその当時、先生たちはチャイムが鳴ってから10分後に入室するという暗黙のルールがあったん

ですよ。その結果80分授業となります。現在のようなことになったのがいつかという、「Ⅱ部の定員150人(社会人)をⅠ部(昼間)に運用する、それで学費は、Ⅱ部は昼間の半額だったのをⅠ部(昼間)と同じにする」ということになったのです。そのとき社会人の学生さんたちがこのルールを五者懇談会で厳しく問題にされて、今のようになったというわけです。社会人の方たちは自分の財布で授業料を払っておられるから、「授業が短くなっているのはおかしい。みんなが遅れてくるというのは!」というご指摘だったのです。もうひとつは1997年に京都大学から移ってこられた豊下楯彦先生や他の先生方から、ちゃんと解答に取り組んでももらわないとおかしいという、ごもっともな指摘で、専門科目の試験時間中の退出は、30分経過後の「棄権」に限られることになりました。今でも他学部は30分以降であれば、いつでも答案提出ができるんですが、法学部ではダメになったんです。

柳 そういう歴史があるとは知らなかったので、面白いですね。

小堀 う〜ん、そんなのが、あったかなと。

柳 「10分後に入室」というのは、人によって違っていたのかもしれないですね。

堀 ええ、でも結局ね、こういうことがありますよね。立命館大学が初任地の人は「大学の教育は、教員の仕事のやり方はこういうものですよ」と言われたら、そういうものかなと思ってしまいます。しかし前任校では100分の授業で100分の試験をするんです。試験問題は学生も100人分くらいなので自分で印刷するんですよ。特別の解答用紙が事務室に試験期間中にだけあるので、それを取りにいくだけなんです。それで私なんかは黒板に一行問題を書いて100分間で解答してもらおう。穴埋めとかでは100分間が持たないから、そういうことでやっていたわけです。

行政学とガバナンス研究へ

柳 では、立命館大学に赴任されてからの研究の話をうかがいたいと思い

ます。在外研究でピッツバーグ大学に行かれますけれども、そのことについてお話いただけますか？

堀 はい。

柳 何年からになりますか？ 1998年……。

堀 はい、1998年後期からです¹⁷⁾。子どもの小学校入学の関係があるので8月17日に出国して、翌年の8月27日までピッツバーグにいて、アトランタでのアメリカ政治学会（American Political Science Association）の年次大会に初めて出席して、帰りは2週間ロンドン政治学院（London School of Economics and Political Science）に通いました。そこを訪問した理由は、以前にそこに留学されていた経営学部の先生がたまたま短期滞在されていて、「クリストファー・フッド（Christopher Hood）氏は自分が知っているから、ピッツバーグからそのまま太平洋を渡って帰るんじゃないかって、大西洋を渡ってロンドンに来たら！」と誘われたんで、それでロンドンに行ったんですよ。だけどアポなしでは会えませんでした。それでピッツバーグにいる時にもたくさん文献資料は集めたんですけど、ロンドンでコンピュータを叩くと知らない資料がいっぱい出てきたんです。そこで研究者用の入館許可証をいただくことができたので、図書館のあらゆるところを見てまわりました。資料が豊富で、もうびっくりしました。コピーもしました。

柳 立命館大学に赴任されてから、ガバナンス論についての研究を進められていますが、そのきっかけの一つにこの在外研究がなったのでしょうか？

堀 はい、その通りです。1997～98年当時のことを振り返ると、実は自分自身、ガバナンスという言葉を知らなかったんです。向こうでお世話に

17) 本年3月に亡くなられた辻山幸宣氏が編集された『住民・行政の協働』ぎょうせい1998年の終章を渡米する直前まで書いていました。そこではイギリスでのPPP（Public Private Partnership）の議論を紹介しつつ、Julian Le Grandの準市場論（quasi-market）を使用した「サービス提供者・購入モデル（「公」協働型モデル）」を考えていました。

なった B. Guy Peters 氏からたまたま聞きました。彼のところで研究することになった経緯などは、このあとでお話させていただくとして、さしあたりここでは彼が編集長を長年やっていた、日本では世界政治学会と呼ばれている IPSA (International Political Science Association) の Research Committee 27 のことと、そこで刊行していた雑誌名が *Governance. An International Journal of Policy, Administration and Institutions* を触れておきます。私は当初、それが Government からの造語だと思っていました。調べてみたら、そうではなくって、すでに中世にフランスから、両方がいっしょの時期に英語へ入ってきていることがわかりました。Peters 氏がその研究をやっていて、当時はカナダの研究センターから委嘱されて論文を書いていらっしやって、直接に関わっておられたので、それを側でフォローしていました。その際にすでに Governability とか Governmentality とか、それ以前は国家論と言って日本では議論されていたような、海外の議論動向も知っていましたので、最初はものすごく扱うのを躊躇する気持ちがどこかにありました。単に「あちら（北米）ではこうだ」というのではあまりに受け身的なので、ほんとうに日本で意義のある議論なのかどうかを考えていました。

帰国後は、こうした躊躇する気持ちはありながらも、研究したことではっきりしたことだけは、とにかく研究成果としてまとめなくてはということで一生懸命でした。まず2001年に、「世紀転換期の現代行政学：現代アメリカ行政学の自画像をてがかりに」（立命館法学第271・272号2001年）¹⁸⁾や「アメリカにおける『ガバナンス』：比較・概念・現状」（月刊自

18) この論文は、日本政治学会編『年報政治学 2002』岩波書店 2002年12月の「行政学・地方自治（学界展望 2001年）」において、進藤兵氏により「（前略）しかし、この『新自由主義的改革』か否かという二項対立図式自体に、問題はないだろうか。堀雅晴「世紀転換期の現代行政学」（『立命館法学』二七一・二七二号下巻）が合衆国行政学史の検討を通して述べているように、NPM は、いくつかある行政パラダイムの一つにすぎないし、またその内部にトップダウン型とボトムアップ型との対立・矛盾を抱えている。（中略）国内の改革にのみ目を奪われることなく、NPM を批判するためにも、比較行政研究の再構

治研第43巻502号2001年)という論文で米国行政学の動向とガバナンス論を比較の視点で紹介しました。おかげで前者の論文によって、帰国後に開催された政治学特別研究会(2000年12月1日)では懸案の原論・理論研究の充実課題がクリアされたということになって、2001年4月からの昇任人事が答申されることになりました。なお前回の、1996年11月の当該研究会での昇任見送りについては後程お話ししましょう。

またその後で中谷義和先生と安本典夫先生編集の、立命館大学人文科学研究所叢書『グローバル化と現代国家：国家・社会・人権論の課題』(御茶の水書房 2002年)において、「ガバナンス論争の新展開：学説・概念・類型・論点」という論文で、あちらで見聞した論争の状況を書きました。Peters 先生からも話を聞いたときには、「え〜っ」て感じてでした。だからまだ紹介する段階ですよ。日本にとって、それが意味のあるものなのかどうかまではわからないのです。やっぱり自分としては、官僚制の存在が大きいというふうに理解していますのでね。ちょっとそこまで、もっと言えばポストモダンの行政学までへは突っ込めないという感じがあって、おそろおそろ紹介している段階です。

柳 その後、大学におけるガバナンスやスポーツ分野におけるガバナンスについても論じられるようになっていきます。この経緯についても教えてくださいませんか。

堀 簡単な方からまず、時間的には大学におけるガバナンスよりはずっと後になって取り上げたスポーツ分野におけるガバナンスから話させてもらいます。これは産業社会学部教授の中西純司氏より日本体育・スポーツ経営学会第38回大会(2015年3月)の「理事会企画シンポジウム：スポーツ経営におけるガバナンス研究の課題について」で、報告してほしいと依頼されたことからです。中西さんは企画委員長をされて、ガバナンス研究の動向を話せる人を探していらっしゃって、私が研究している

ㄨ 築が重要であると思われる」(254頁、傍点原文)との好評価を思い掛けずにいただきました。

ことを聞きつけられたということでした。あらかじめ同学会の研究雑誌に論文を投稿し、それをもとに「体育・スポーツ経営学におけるガバナンス研究の必要性」と題して報告しました。

そこで明らかになったことは、まずスポーツ界でのガバナンス改革が国際的に進んでいること、次にこの後で触れることになる批判的実在論による研究論文をみつけることができたこと、さらには各ガバナンスを統括するメタガバナーとメタガバナンスの実際の役割、その典型として、どこの官庁の監督にも服していない日本弁護士連合会の先駆の実例(堀雅晴著『現代行政学とガバナンス研究』東信堂 2017: 151, 以下単著と略記)に言及することができたことです。最後の点は日本におけるガバナンス研究では、これまでまったく触れられたことのない事柄です。これを教えてくださったのは水野武夫先生でした。元の講師控室での立ち話のなかで、初めて伺った時には自分に固定観念が無意識にありましたので、少々ビックリしました。やがて参考文献を読み進んでいくうちに、「弁護士自治」だけを例外的存在とするべきではないと考えましたし、これが「ガバメント無きガバナンス」の実現可能性に大いに展望を与えてくれるものとなりました。

次に大学におけるガバナンスについては、最初の論文を書くまでに10年ほどの準備期間がございます。京滋私大教連(京滋地区私立大学教職員組合連合)に高等教育研究会という研究会が組織されていて、たまたま私が京都に来たことによって、その「3代目の事務局長をやれ」と組合から言われて、派遣人事として研究会の運営に関わったんです。当時、自分が働いている大学では、大分での新設大学づくりや別会社を作ってのアウトソーシング・再任なしの契約職員(1年契約・2回更新まで)の急増¹⁹⁾など、いろいろなことがあったときでもあり、また国立大

19) 脇田滋「基礎講座 労働者の権利 ⑤労働法制改悪と職場からの闘い：雇用の多様化問題を手がかりに」労働運動(新日本出版社)1998年4月号で、「一部の私学経営者からの『日本型私学の基本矛盾』を理由とする『多様な雇用形態』(＝非正規雇用)導入正当化」

学が独立法人化するという事で研究会を定期的にやっていました。そして、ちょうど2004年に大阪市立大学の細井克彦先生（現在 名誉教授）が、「大学法制的構造的変容の比較法的、法制史的・立法過程のおよび解釈論的研究」というテーマで科研に応募される際に、メンバーが教育学の先生ばかりなので、行政学を専攻する私に「研究分担者になってほしい」と言われて、名簿の最後に名前を書いていただいたという、当初はただそれだけのことでした。そうしたらそれが採択されたので3年間。その後、もう一つ「グローバルイザーによる新自由主義高等教育改革の動態に関する比較制度的・法制的研究」（3年間）というテーマでまた科研が採択されて……。そのメンバーは皆さんほとんど国公立大学の先生と院生ばかりだったので、私立大学のことは私学の人がわかるだろうということで私がその担当になって、法政大学や日本福祉大学でヒアリングをさせていただきました。その後には文科省をはじめ、パリのユネスコ本部や OECD 本部まで出かけて、高等教育の担当者に話を伺いました。中谷義和先生の退職記念論文集に載せてもらった「私立大学における大学ガバナンスと私学法制をめぐる歴史的検証：2004年改正私学法の総合的理解のために」（立命館法学第316号2008年）の論文は、この科研での論文に、ガバナンス研究での成果を加えたものです。

ところで、その研究過程で、私にはちょっとした「大発見」があったんです。そのおかげで、先ほど話していたガバナンス研究への躊躇がなくなって、自信をもって研究を前へ進めることができるようになりました。それは何かというと、ちょうど戦後改革で GHQ が、教育分野は南原繁氏の教育刷新審議会の提言に従うということで、地方への初等中等教育の分権化が進められて、あと残りは高等教育制度と各大学をどうするのかということで、いろいろと議論がありました。その時に GHQ が

「論」（46頁）への的確な批判を読んでいたので、毎年配られる「教職員録」で契約職員数を確認していました。2000年度には全職員に占めるその割合が遂に43%に達し、大変に驚いたことをよく覚えています。

自国で「大学ガバメント・システム」と呼ばれていたものに倣って、日本でも中央教育行政機構に相当する「中央審議会」をつくろうという提案（大学法試案要綱〔いわゆるイールズ案〕）がありまして、もちろんその前に刷新審議会の提言もあるんですけども、そういうことが真剣に議論されていたということを見つけたんです。

私はこの分野の専門ではなかったので、これが初めてのこの分野で書く第一論文になるということで、入手できた一次資料をほとんど全部読んで、今後の研究基盤をつくりたいということで書いた論文です。実はそのころ、教育関係者にとっては、ちょうど地方教育委員会で数々の不祥事があったりした時期で、「教育委員会は首長部局に吸収するべきだ」という議論が出てきていて、有力な行政学者がそれをリードする見解をなされたこともあって、平たくいうとガバナンスという言葉を使ってそうした主張をされるので、親しくしていた教育分野の人たちからはガバナンスが嫌われていた状況だったんです。しかしこの論文を示して、「いやいや、そうじゃないよ」という話を周りでしておりました²⁰⁾。

さて学界で最初にこの話をしたのは、ちょうど2008年5月に成蹊大学で開催された日本行政学会の分科会C〈脱審議会の政治行政〉であり、後に単著に所収される論文の初出論文である、「被占領期における中央教育行政の再構築：ガバナンス論の源流を求めて」の発表のなかでした。これは先の紀要論文を、中央教育行政機構を中心に書き改めたものです。分科会のテーマの関係で、どうしても「審議会をどうすべきか」という話ばかりになります。このテーマではすでに東京大学社会科学研究所編『行政委員会：理論・歴史・実態』（日本評論社 1951年）とい

20) このインタビューの2日前に急逝された世取山洋介氏は、拙稿「私立大学における大学ガバナンスと私学法制をめぐる歴史的検証：2004年改正私学法の総合的理解のために」立命館法学第316号2008年を参考にされたことを注7で記されて、「戦後教育法制はその成立当初から“ガバナンス”の一形態を構成していた」（『新自由主義教育改革，教育三法，そして教育振興基本計画』『日本教育法学会年報 第38号』有斐閣 2009年，11頁）と述べています。

う充実した報告書があるし、これまで具申権を持つ国家行政組織法の第三条委員会に関する議論がなされてきていました。いずれにしろ、こうした長い停滞状況を打破する動きが必要でした。私にはそれが裁判員制度の導入だったのです。これは今までの動員型から決定の場への市民参加を認める画期的な取り組みでした。もちろん私もずっと以前から関心を持っていたんですが、その先に進むことができないでいて困っていた課題なんです。そのときに、先ほどお話しした大学ガバナメント・システムの導入案という歴史的な事実に出会ったんですから、そりゃあビックリしました。

ここで高等教育の、大学の自治をめぐるあり方論の歴史を振り返りますと、1969年2月11日の東京大学の当局と七学部代表団との「確認書」があります。それは文部省も政府も認めないものですが、協議をして大学運営をするという正式な約束だったんです。総長代行の加藤一郎氏と学生院生の自治会代表の間で結ばれたんです。その確認書の元になった考え方に、このガバナンスのそれがあったんです。ですので、日本の大学自治をもう一度——立場によっていろいろですけれども——再建するというふうに考えますと、結局そこに戻って行きます。そういうことでガバナンスの議論というものが、意義あるものだということがわかりました²¹⁾。要するに、このガバナンス論に本格的に集中する意味があるのではないかと。別の言い方をすると、海外で「こういう議論があるから」「よそでやっているから」という話では、ちょっと軽い感じがします。しかしガバナンスというのは意義がある、歴史的な経験もあるということであるならば、まったくその意味は違ったものになるはずです。

ちょうどそのころに、いろいろ書きためてきたものがあるので、そろそろ本をつくりたいということで、いくつかのパターンで章立てを作っ

21) 東京大学改革準備調査会『東大問題資料 3 東京大学改革準備調査会報告書』東京大学出版会1969年。またその後に刊行された、河内謙策『東大闘争の天王山：「確認書」をめぐる攻防』花伝社2020年も参照のこと。

ていました。まあ、恥ずかしい話なのですが、法学会で出版助成をしていただけることになったのもこのころですが、原稿が出来なくて先延ばしを何度かしてしまい、大変にご迷惑をおかけしたんです。結局、「これ以上、延ばせない」ということで、出版を諦めたということがありました。そして、これを機会にじっくりと振り返って考えたんです。

やっぱり基本に戻って考えると、本にするにはガバナンスの単なる紹介だけではいけないわけです。そろそろ年齢も60歳を迎えるということで、昔は還暦で単著にまとめるというようなこともあったわけですから、そこまでには何か納得のいくものを出したいと思っていろいろと悩みました。その結果が、「マルクスとガバナンス論 (1) (2・完): アソシエーション論への包摂にむけて」(立命館法学第356号2014年, 第359号2015年)という論文に帰結しました。何でそういうものになったのかというと、こういうことになります。

単著を読む人からすると、ただの紹介だけだと、「じゃあ著者の主張は何か?」と思うでしょうから、それへの回答をなんとしても用意したいわけです。そのための準備として着手したのが社会科学論の研究だったのです。その成果が単著「序章」の「3. ガバナンス概念と社会科学論」がそれで、そのなかで私は批判的实在論の立場でガバナンスを考えていきたいとのスタンスが定まったのでした。そしてカール・マルクスの業績が批判的实在論の重要な基礎となっていることを知りました。そこで、さっそくマルクスとガバナンス論を接合する方法はないかと調べましたところ、幸運なことにマルクスのアソシエーション論に関する論考が盛んに発表されてきていまして、これにガバナンス論を包摂できるのかどうかという仮説を立てて、先行研究を手がかりにマルクスの著作に当たっていきました。

この論文は2014年10月に早稲田大学で開催された日本政治学会の分科会 B4「マルクスと政治学」で、「マルクスとガバナンス論」という題で発表しました。そしてこれが契機となって翌年12月に、日本政治学会

分野別研究会として「批判的政治学研究会」の結成につながり、たまたま年長者だという理由で2年間代表を務めることになりました。

単著『現代行政学とガバナンス研究』刊行につながる諸契機

柳 2017年3月に『現代行政学とガバナンス研究』（東信堂）²²⁾を刊行されましたが、その経緯をお聞かせ願えませんか。

堀 はい、構いませんよ。本書で、翌年3月に同志社大学から博士（政策科学）の学位を授与²³⁾していただきましたので、私の研究生生活の集大成と呼べるものですからね。

まずすでに話させていただいているように、1990年島根大学法文学部法学科で行政学を担当することになったことで、もともと政治過程論の先生のもとで研究していた私は行政学を専攻することになったわけです。

次に前に触れている2000年12月の政治学特別研究会ですが、1996年11月のそれでは部門の諸先生からの厳しいご指摘がございました。その当時は教授への昇任候補である助教授の教員に対して、「研究の到達点と今後の研究計画」の報告を求める、特別研究会が開かれていました。その可否結果が学部長に答申され、翌年4月からの教授昇進が決まるわけですが、私への審議結果はまだ昇任にふさわしい研究成果が上げられていないので見送りとなりました。大きな理由は、私の研究成果が論評・時論と実態研究に偏っていて原論・理論研究が手薄になっているので、次回までに改善してほしいということでした。

22) 書評には新川達郎「書評：堀雅晴『現代行政学とガバナンス研究』」立命館法学第372号2017年2号と、山本啓「堀雅晴『現代行政学とガバナンス研究』（東信堂、2017年）」『年報行政学53』ぎょうせい2018年があります。また行政法学から本書への関心を示す論考に、稲葉一将「ネットワークに依存する国家行政と国家行政のネットワーク化」法政論集第277号2018年、注21（47頁）があります。

23) 「博士学位論文審査要旨」（2018年1月27日）等はここにアップされています（file:///C:/Users/fi4s8/Downloads/c327%20(1).pdf）。

当時を振り返ってみますと、当研究会までの2年7か月の間は実に忙しかったわけです。新人なので、いろいろな要請にハイハイとこたえていました。①現代日本政治論の授業準備、②通年の基礎演習は当然ですが、加えて③1995年1月17日に発災した阪神淡路大震災の立命館大学復興プロジェクト・行財政部会事務局員、④1995年7月に政治過程論をご担当されていた福井英雄先生が急死されたこと、⑤立命館大学法学部編『現代日本の法と政治』法律文化社1995年4月に「官僚と利益集団」235～47頁の執筆、⑥「震災復興対策と中央地方関係」季刊行政管理研究（行政管理研究センター）72号1995年12月、11～22頁の投稿、⑦「政令指定都市と高齢者保健福祉計画：マネージメント・サイクルの視点からの分析」1995年度立命館大学学術研究助成（特定研究A）研究成果（研究代表者 堀雅晴）、平井記念図書館所蔵、本文32頁の完成などに夢中で取り組んでいたからでした。

こういう理由から原論・理論研究を充実させるためには、規定で決まっていた着任4年後から、その1998年後期から、何としても在外研究で外国に出してもらいたい、そうでないとまとまった理論研究ができないと一生懸命にお願い致しました。それをかなえていただいた時は本当にうれしかったです。

第3番目はその外留先の受け入れ教授が Peters 先生だったことです。先生との出会いは偶然でした。1997年に行政管理研究センターの招きで来日され、講演を聞いた後に開かれたレセプション会場で、留学先を探していることを知った友人が私の肩を押してくださって、先生に受け入れのお願いに行ったところ、快諾していただきました。うれしかったです。

考えてみますと Peters 先生との出会いは次の点で大変に大きかったです。①米国行政学への橋渡しをしていただいたことです。この点はちょっと説明が必要だと思われます。米国行政学は日本行政学が母国だとみなしながら、相当別の様相を呈しており、異なる発展を遂げていま

した。そんなこと、どなたも今まであまり指摘されていなかったもので、当初は大変に驚きました。そこでいい機会なので、1887年の Wilson 論文から一つ一つ行政学の基本文献をたどる作業を、1年かけて行いました。その際、先生の積み上げられたご業績が導きとなりました。② ガバナンス研究の開拓者で国際的なリーダーであったこと、また英国行政学のリーダーである Rod Rhodes 教授と論争を始められたころでした。③ 比較政治学、行政改革論でも大変に著名な方で、すでに紹介している世界政治学会のリサーチコミティー #27 の中心人物で、雑誌 *Governance* の編集長を長年務められておられた、大変に博識の先生でした。

第4番目は2000年7月に東京で開催された日本の NIRA (the National Institute for Research Advancement, 1973年総合研究開発機構法公布により設立) と米国の NAPA (The National Academy of Public Administration, 1984年連邦議会で設立認可された独立団体) の共催シンポジュームの席上で、寄本勝美先生から1978年の「年報行政研究13」に機能的相互連結型システム論が発表されていたことを教えていただき、私としては日本におけるガバナンス理論の嚆矢を突き止めることができました(単著 2017: 60~61)。私はたぶん先生のご推挙で分科会でのコメンテーターをやることになったんだろうと思うんですけど、先生の提出ペーパーが事前に送られてきて、コメントづくりを始めるんですが、読んですぐに、先生のお考えは渡米して学んだあのガバナンス論そのものだと思いました。そこで会場で当然に、「この提出ペーパーには日本からのガバナンス論の新たな提案が述べられている」という趣旨の発言をしました。ところがセッション終了後に、先生から、意外にも、あの提案は実は20数年前の学会年報の論文で発表済みなんだと言われ、私はこれには大変に驚きました。

そして後日先生にお会いして、この議論の続きをさせていただきました。私は従来、ともすれば先生の議論が課題解決型の地域社会論(事例研究を重視したもの)としての受け止めが先生を含めて一般的ではなかつ

たかと推測しておりまして、しかしその理解は一面的で本質を把握できていない、つまりガバナンス論としての理解をすべきだと先生に申し上げました。私のこの指摘はその後も引き続きの「説得活動」のなかで、もちろんご理解いただけたと思われますが、結局、2011年春にお亡くなりになるまで、ご自分からは自説をガバナンス論の脈絡ではお話になられませんでした。

いずれにしろ日本におけるガバナンス論は、こうして寄本先生の理論的創造活動の結実が起点の重要なひとつとなっていることが、すでにお話しています戦後改革期の歴史的経験とともに、単著第2章のなかで明らかにしています。

第5番目は2004年頃、大学院の指導教員であった故上林良一先生よりお手紙が届いて、駒澤大学教授の故大塚桂氏から原稿の依頼がそのうちあるけれど、それに是非応えてやってほしいと書いてありました。そのようなことは初めてだったので少々ビックリしました。大塚氏は上林先生の指導教員で、戦後すぐ、自校出身者で初めての学長を務められた岩崎卯一教授の多元主義国家論を論文にされたことで親交をもたれたとのことでした。

さて大塚氏から届いた手紙には、行政学分野において、「日本の政治学の展開を回顧し、将来の展望を切り開くことを目的」（「はしがき」大塚桂編著『日本の政治学』法律文化社 2006年）とする論考を考えてほしいということが書いてありました。

日本行政学を、このように総括する論考を書けるような業績がないことは自分が一番よく知っているわけです。本当はお断りしたかったのですが、指導教員に丁寧をお願いしてしまった後でしたので、いやいやながらお引き受けしたわけです。さっそく日本行政学を回顧した論文を探したのですが、そこでわかったことは何と！四半世紀以上も前の、1976年の辻清明「日本における行政学の展開と課題」が辻清明編『行政学講座（第1巻）』東京大学出版会にあるだけだったのです。

これまで、どなたも回顧論文を書かれたことがないような、いわば「聖域」の場所を、自分のような初学者に何も書けるわけがないと諦めながらも、日本における行政学の文献を一からリストアップしながら、読破することを始めたわけです。当然、本学図書館に十分に参考文献が所蔵されているわけでもなかったのですが、そこを助けていただいたのが福井英雄先生の奥様から譲っていただいた蔵書類でした。先生は京都大学の行政学者・長浜政寿氏の門下生なので、戦後行政学の重要文献や同僚と交換された抜き刷り類がそのなかにはありました。特に足立忠夫「今はむかし：私の行政研究の回顧（一）」地方自治職員研修1992年12月号以降の連載記事にはどなたも語っておられない、戦後の行政学者のリアルな様子が活写されておりました。

また1966年に有斐閣双書として刊行された加藤一明ほか『行政学入門』を書かれた先生のお一人に、当時のことについてお話を伺うことができました。同書のポイントは「はしがき」に（本書の内容は実際にはそうはなっていないのですが）、「本来の構成」ではサイモンらの『行政学（*Public Administration*）』（原著の出版は1950年）^{24）}の構成である、「人間の合理的活動—組織の形成—維持—発展」を軸にして、「組織と管理、行政組織、予算行政、人事行政、行政責任」（加藤ほか 1966：13）だとしていたからです。そこでわかったことは、先生たちの多くは法学部出身者で経営学や組織理論を研究したことがほとんど無いために、法制度論的な行政学になったということでした。その点は現在、本学法学部カリキュラムでも留意されておりまして、行政学と共に行政管理論が置かれていることからわかります。行政管理論の科目概要には、はっきりと「組織理論を前提にした公私組織論であり、古典的な官僚制の議論を前提とし、行動論、組織論の切り開いた新しい理論的地平をその出発点とする」と記されています。

24) H.A. サイモンほか著、岡本泰雄ほか訳『組織と管理の基礎理論』ダイヤモンド社1977年。

いずれにしる他律的に書いた拙稿「リサーチ行政学・地方自治論」でしたが、収穫はまことにおおきかったです。ひとつは日本行政学が米国行政学とその様相を異にする学問となった理由に、1960年代から70年代にかけて日本のアカデミック出身の行政学者のなかで経営学や組織理論の系譜の行政学を学ぶものが少なかったことが背景にあったことです。もうひとつは1990年中期に日本行政学会悲願の「国産の行政学」の確立が有斐閣講座の刊行²⁵⁾をもって実現することになりましたけれど、新公共経営(NPM)の日本への「上陸」のなかでその記述内容の安定した状況は長く続かず、これからどこに漂着するのかを見通せない「過渡期(1990年中期から現在)」(単著 2017: 19)を迎えているとの現状認識を得ることができたことです。ちなみに単著では、「第一章 日本行政学の過去・現在・未来」として所収してございます。

第6番目は2007年10月に開催されることになった同志社大学・人文科学研究所の公開講座で、「ガバナンス論の現在」というテーマで講演することになったことです²⁶⁾。私にはその当時ガバナンス論を総覧できるような実績はつみあがっていないと考えていましたが、現在同志社大学名誉教授の新川達郎氏からお話があったので、まさしく「清水の舞台」から飛び降りる覚悟で引き受けたのでした。

この講演で使用したパワーポイントをみてみましたら、その骨子はこうなっていました。1. はしがき：ガバナンスの語源, 2. 「ガバナンス」概念の日本への浸透, 3. なぜ、「ガバナンス」に人気が集まっているのか(社会的背景), 4. 「ガバナンス」の日本社会への普及, 5. 「ガバナンス」の公的使用例, 6. ここで使用する「ガバナンス」の定義, 7. 拡張する「ガバナンス」概念：体系図(試論), 8. Bevir の「ガバナンス」の解説, 9. ガバナンス論の学說的背景：最近のデモク

25) 西尾勝・村松岐夫編『講座行政学(全6巻)』有斐閣 1994年5月～95年3月。

26) 拙稿「ガバナンス論の現在」同志社大学人文科学研究所編『(人文研ブックレット) 公的ガバナンスの動態に関する研究』同志社大学人文科学研究所2007年12月, 9～48頁。

ラディック・ネットワーク・ガバナンス (DNG) の登場, 10. ロスキレ大学の Sørensen と Torfing と, 次世代へのバージョンアップの重要な研究戦略の課題, 11. 「まとめに代えて」, です。

この「まとめに代えて」では、ひとつは「ガバナンス」という言葉が流行っている割には、きちんとした裏づけから使われているわけではないこと、もうひとつは1980年代以降、グローバル化と新自由主義改革の進展のなかで、「学問の世界」の研究対象も著しく変化しており、研究方法論それ自体を革新していかなければ、正確な理解や説明ができなくなっていること、いわんやそうした作業を抜きにした改革論は成り立たないこと、を指摘しておりました。

さてこの講演をお引き受けすることで、当面の研究課題がさらにいっそう明確になりました。まず単著「序論」の基となる基礎的内容を整理する作業に取り掛かる契機となったこと、次にその後に精力的に研究することになる Bevir や、2010年春に在外研究でお世話になる Sørensen と Torfing をとりあげていること（単著 2017：第4章）、最後に、先に触れています細井科研での戦後改革期のガバナンス研究の進展も相まって、ガバナンス論の日本社会への受容問題に「特段の留意」を払う契機となっていることです（単著 2017：はしがき）。

第7番目は現在名誉教授になられた産業社会学部の佐藤春吉氏がマーガレット・アーチャー『實在論的社会理論：形態生成論アプローチ』（青木書店 2007年）の刊行を皮切りに、ちょうど批判的實在論の研究を本格化されていたときでした。そのころ私も前でお話したように、法学会からの出版助成をいただけることになっていたのに原稿が出来なくて、出版を諦めたころでした。そして改めて取り組んだことは、研究の振り出しに戻って、単著「序章」の「3. ガバナンス概念と社会科学論」の準備を始めたことはすでにお話してありましたね。実は先に触れました2002年刊行の「ガバナンス論争の新展開：学説・概念・類型・論点」では Rhodes のいう「説話」による反基礎的アプローチについて紹介する

のがやっとで、論文ではこのアプローチを「社会科学とは内在論理を異にする人文科学によって新たなガバナンス・アプローチを組み立てる」(単著 2017: 86) ののだと書いていて、はっきり言えばそこで立ち往生してしまっていたのです。

その後の、自分自身の批判的实在論の研究の進展のなかで、存在論としての基礎付け主義と反基礎付け主義、認識論としての実証主義・实在論・解釈主義、方法論としての定量的・定量的並びに定性的・定性的という整理へと進み、その解説が少し書けるようになりました。おかげでガバナンス研究の一潮流を形成している Rhodes と Bevir の議論が、反基礎付け主義で解釈主義の典型であることがよくわかりました。その特徴は Torfing が指摘するように、反基礎付け主義に孕まれる「ガバナンスに制約を加えられない」(単著 2017: 101) ことにより、「2 人のガバナンス概念は何でもありとなったり、逆に何でもなしとなったりしてしまう」(同上) ものです。結局そのおかげで、単著の「第 4 章ガバナンス研究の回顧と展望：代表的な三つの見解から」の初出論文をまとめることができました。

また同時にこのことは、「世紀転換期を終えつつある現代行政学は、今や、ガバメント研究からガバナンス研究へとその学問的営為を大きく発展させる時期を迎えているといえるのである。

したがって、本書は今後の研究展望を明らかにすべく、終章において、まず Rhodes 教授や Bevir 教授のポストモダニズム・ターンの宣明に積極的に応える意味から、自らの立場を批判的实在論に据える」(単著 2017: v) とのスタンスの獲得につながっていきました。

第 8 番目は、この「自らの立場を批判的实在論に据える」ことで、私にとって「20 歳代の私」との出会いが待っていました。もともと私は 1970 年代西欧諸国でのユーロコミュニズムの登場に伴う歴史的転換期にあたり、田口富久治先生が着手され中谷義和先生たちと精力的に紹介された、いわゆる「マルクス主義ルネサンス」の洗礼を受けていました。

したがって「20歳代の私」もそうした研究を吸収して成果を出したいとの思いがありました。また福井英雄先生にもご協力いただいて、そのための研究会（「現代政治研究会」1982年6月～95年7月）を組織して、毎月例会を行っていました。しかし決定的に語学力不足のうえ、アルチュセールを筆頭にして展開された構造主義の議論に歯が立たず、ニコス・プーランツァスの冷徹な認識によって止めを刺されてしまいました。

プーランツァスは43歳で自死する前年に書いた田中正人・柳内隆訳『国家・権力・社会主義』（ユニテ 1984〔1978〕）で社会主義への民主主義的進路問題における「脱け出さねばならないディレンマ」（同上：291）を正確に認識していました。それは一方で「現存の国家を正常な状態で維持し、二義的な変化を加えた上で代議制民主主義のみに執着する——これは社会民主主義的国家至上主義およびいわゆる自由主義的議会主義へと行き着く——か、それとも、下部における直接民主主義あるいは自主管理の運動にのみ依拠する——これは遅かれ早かれ必然的に国家至上主義的専制あるいは専門家による独裁へと行き着く——か、の間のディレンマ」（同上）でした。そして彼はこの隘路の突破に向けて、「代議制民主主義の変革の過程と、下部における直接民主主義の諸形態ないし自主管理運動の発展の過程との連携」（同上：297）に求めつつも、同時に実はこの進路にもその裏側には、「ブルジャワジーの反動」と、この「二つの過程の連携の諸形態」（同上：301、傍点は原文）をめぐる「新しい問題」（同上）とが待ち受けているとみていました。結局プーランツァスは、こうして社会主義への民主主義的進路の問題に、「解答は未だ存在」（同上：303）せず、「危険のない王道」（同上：301）もないと断言したのでした（単著 2017：188、注27）。

「20歳代の私」はそれに対して、プーランツァスの言うことがまったくそのとおりであり、彼からこうまで言われてしまうと、それ以上に成果の見えない研究の道を進むわけにも行かず、当時の私には結局のところ、提起されている「マルクス主義ルネサンス」の研究課題を将来の

「宿題」にすることしかできなかったわけです。

それから30年以上も経過し、今回、単著「終章」として挑戦した課題、すなわち「マルクスとガバナンス論」は実は留保したままになっていた「宿題」のことであり、またここで改めて、正面から取り組む機会が訪れたということに気が付くわけです。私のプーランツァスへの大変に遅くなった応答が、そこに書いておいた、次からの文章だったので

す。

「マルクスが観察したパリ・コミューンを元に構想した「真の自己統治」とは「ガバメント無きガバナンス」論と呼べるが、その基本構想は次の3つの柱からなる。

ア) 従来までの「一つの政体＝一つの国家・中央政府の発議権」からなる垂直的編成は、「一つの政体＝複数のコミューンの発議権」を通じて、コミューンという単位政府による水平的再編が行なわれる。換言すれば、「一つの政体＝複数のコミューンの発議権」の全体像は、各コミューンから構成されるメタガバナンスとして、非独占、開放的なノン・ヒエラルキー的、水平関係として十分に描かれるものである。

イ) 彼〔マルクス〕の制度構想は、① コミューン・レジームが、地方レベルには地区コミューンに代表者会議が設けられ、その下で共同事務が執り行われ、次に中央レベルには、それらの代表者会議から命令委任の関係で選ばれた、代議員からなる全国代議員会がパリに置かれる。

② 中央政府にはコミューン吏員によって行われる、「少数の、だが重要な機能」(ただし〔マルクスからは：今回堀がこれを加筆した〕具体的な内容について明示されていないが)が残ることになる。③ 国民・国統一はコミューン制度によって生産者自治を基礎に組織され、これまでの古い政府権力においては、一方で「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊され、他方で「正当な諸機能」が社会の側で責任を負う、職員たちに返還されることになる。

ウ) 彼〔マルクス〕の理解する新しいコミューン制度は「中世のコ

ミューンの再現」「小国家の連邦」「『過度の中央集権に反対する』対立物」のいずれの性格でもなく、国家が寄食してきた、社会のもつすべての力を、元の社会の身体に戻させる、役割を果たすものと考えている。また国民・^{ネーション}国統一は以前には政治的強力によって、外在的に生み出されたけれども、この新しいコミュニケーション制度によって、近代的国家権力が打ち砕だかれた後に、社会的生産の強力な共同作因〔a powerful coefficient of social production；今回堀がこれを加筆した〕として、内在的なものとなっている」（単著 2017：176～77）、と。

ただし単著で述べたように、そこにはマルクスの具体的記述の制約があつて、それは19世紀後半段階での人類の社会的・経済的・政治的諸経験の進展に基づく理論的思索でした。当然「今日、21世紀初頭の段階にあつては、（中略）『自分のために自分で行動する人民』の自己統治を保障する制度構想を、『（人民・支配という「パラドックス」克服に向けた）永久革命としての民主主義』（丸山眞男）の一環として、新たに具体的に探究しなければならない」（単著 2017：177）のです。

ところで私のこの「プーランツァスへの大変に遅くなった応答」は同時に、彼以外の先達たちへの応答にもなっていることが後でわかりました。たとえば1959年に丸山眞男氏が対談のなかで「自律的な個人と個人とが横につながって社会とかアソシエーションを作っていく」（丸山眞男・上原専祿「教育の本質：課題と展望（1959年4月）」丸山眞男手帖の会編『丸山眞男話文集 続1』みすず書房 2014：429）、そして「結局人間と人間との結合で〔制度〕を作っていく」（同上：430）との将来展望を語っておられましたが、それへの実現の要件にはこの単著が「応答」のなかで明らかにする、「生産者の自治に基づく国民・^{ネーション}国の統一性」と、「その統一性の社会的生産に対する共同作因性」の確保がその課題としてあることを指摘しています（単著 2017：177-78、同：190、注32）。

またガバメント論者の西尾勝氏（行政学）に対しては、西尾氏の「政府関係の概念」西尾勝『行政学の基礎概念』（東京大学出版会 1990年、

初出 1983年)に、ガバナンス論からの異論を対置しています。両論の「決定的に違う点は、政府間関係論では<国(単数)のガバメントと地方(複数)のガバメントの間の関係性>であるのに対して、ガバナンス論では<地方(複数)のガバナンスおよび地方(複数)の間のメタガバナンス>である」(単著2017:168)、としています。

そして加藤哲郎氏(政治学)に対しては、先行研究の最高峰であるとしてその山頂を目指して登っていきましたところ、加藤氏の「社会主義と国家の140年:レーニン主義国家論批判」加藤哲郎『東欧革命と社会主義』花伝社1990年において、「非国家的『中央政府』の可能性」(加藤1990:160)という文言だけを示唆するに止まっておられました。私はその到達点を尊重しつつ、さらにそこから先を目指して単著「終章」で検討したマルクス『フランスの内乱』(初版はロンドンにおいて英語で1871年6月13日に刊行)において「社会による国家権力の再吸収」される部分と「純然たる抑圧的な諸機関」が破壊される部分とが存在していて、今後のさらなる検討が必要であるとの条件付きながら、コミュン単位³⁴⁾の自己統治を基盤とする「ガバナンス型政体」(堀「マルクスとガバナンス論:アソシエーション論への包摂にむけて(2・完)」立命館法学第359号2015:298)が形成されるのではないかと仮説を問題提起するまでに至っております。

また私のガバナンス論を人民主権論の研究で高名な杉原泰雄氏(憲法学)のご業績に接合すべく検討を進めました。残念ながらそのままではできませんでしたので、杉原氏の論考への修正をご提案しております(同上:303)。なぜなら堀(同上:298-303)において、「杉原が後述のとおり『国家』(=ガバメントの概念理解)の前提からパリ・コミュンの諸文書を検討されていて、『パリ・コミュンの想定する国家像』(『人民主権の史的展開』岩波書店1978:402)を明らかにされようとしている」(堀2015:299)からです。私が指摘するその根拠は、杉原氏が、わざわざ理由もなく当時のコミュン団体の文書に、『『国家連合』(confédération)

的なコミュニオン連合とみえないわけではない」(杉原 1978: 399)とする「コミュニオンは(中略)政治的・国民的・特殊的な集団〔国家のこと：杉原の挿入〕の中で、都市の中における個人のように、完全な自由・個性・完全な主権を保持する法人格として存在しなければならない」「三月二七日の二〇区共和主義中央委員会の宣言」(Manifeste du Comité de 20 Arrondissements)(同上、傍点は杉原)と、「国家」を挿入されているからです。ちなみにこの挿入は30年後の、杉原『憲法と資本主義』勁草書房2008年、165頁においてもそのままにされています。

ではなぜ杉原氏がわざわざ「国家」(＝ガバメント概念で理解するもの)を挿入しなければいけないのかといえ、同書「(2)『命令的委任案』の想定する国家構造：井上氏により『命令的委任案』の理解にふれて」のなかで、先行研究者である井上すゑ氏(『ジャコバン独裁の政治構造』御茶の水書房 1972年)の指摘する「民衆的フェデラリズム」が、「諸セクションの集合体としてのフランス(中略)は、一つの『国家連合 confédération』〔「連邦 fédération」ではない、堀挿入〕として、統一的国家意思形成機能を欠くことにならざるをえない」(杉原 1978: 58-59)と、何ら機能欠如の理由を述べないまま断定されているからです(単著 2017: 188-89, 注29)。

最後の第9番目は2015年ごろ還暦を控えて、これまでの研究を単著にまとめたいと思っていたころ、たまたま鈴木哲也・高瀬桃子著『学術書を書く』(京都大学出版会 2015年9月)に出会いました。特に「第3章 企画と編成——読者・テーマ・論述戦略」を読んでから、編集作業にあたって「著者の視点」から「読者の視点」に転換して考えることになりました。そうすると、ただ書きためてきたものを無機質的に並べるだけの「論文集」だったものが、想定する読者がどのような作品を読みたいのかを想像しながら、導入と展開そして結論、さらには次の課題への端緒につながっていくという「全体のストーリー性」が鮮明にみえてくることになりました。またこのように考えたうえで単著の「はしが

き」を書き始めていきますと、当初、無自覚的だった単著における「自分の問題意識」が改めてはっきりしてきて、「ハッ」とした覚えがあります。

この部分がそうですので読ませていただきます。

「さて、以上の追究の成果を、ここで結論として先取りしておけばこうということになるであろう。従来のガバメント研究ではガバメントの宿命であるところのヒエラルキー的でトップダウンを内在させる現代行政学を改善するあり方として、一方で議会改革・オンブズマン・監査機関の関与の強化等の外部的アプローチと、他方で行政官僚制の病理への「処置」としての、アカウンタビリティ・倫理と誠実性・公開・公正・法治主義による『健全性』確保の追究という内在的アプローチとを研究してきたわけである。本書ではそれらの研究に加えて、新天地開拓型行政学としてのガバナンス研究に注目して、パブリック・ガバナンスの構築に向けたネットワークおよびボトムアップ型による自己統治システムを創造する理論的課題が現に存在していることを明らかにするとともに、それを本格的に追究する学問的な意義があることを積極的に主張することを考えている」(単著 2017: v)。

最後に感謝をこめて

小堀 最後に堀先生から研究者生活と教育、教学を振り返られて、これだけはどうしてもお話ししておきたいことがありましたらお話しいただけますか。

堀 ありがとうございます。補足したいことが若干ございます。

まずすでに申し上げているように、同志社大学から博士号を授与していただけたことが大変にありがたかったです。審査にあたっていたいたのは、主査が新川達郎教授、副査が今里滋教授と風間規男教授です。ご承知のとおり新川教授は行政学理論とガバナンス論、今里教授は米国行政学理論、風間教授は英国行政学と政策ネットワーク論についての専

門家です。この度、これまでずっと学ばせていただいた方々に、こうしてご審査していただいたことは大変に幸運でした。

次に私の研究のスタンスのことです。結果的な話となるのですが、先にも申しました APSA の年次大会に1999年から2012年まで14回連続して出席したことが大変によかったです。そこでは Peters 先生との関係が継続していきまし、2000年秋の「ベレストロイカ」メールのインパクト、日本での台頭の兆しのあった合理的選択論との対決状況とその急速な凋落、それに代わって定性・定量のミックス・アプローチの広がりを目にしてきました。私は毎年行政学のビジネス・ミーティングに出席していたんですが、そこで顔見知りもできました。ある時には、ワルドーのテキストとサイモンのテキストのどちらを使っているのかという話題になって、リーダーが挙手で調べる場面に出くわしました。結果は半々でした。あと Bevir さんにも会場で直接声をかけて面識ができましたよ。

また世界各地で研究されている行政学の研究動向に目を向けるために、ピッツバーグ大学大学院の図書室に所蔵されていた雑誌を帰国後に定期購読したことを手始めに、カナダ・英国・豪州の学界や国際研究団体にも手を広げていきました。これには今まで購読料が結構かかりましたが、目次を手にとってみているだけで、おおよその研究動向がわかりました。やはり個別の論文だけをピンポイントでみていては、特集や書評はもちろん会長の就任アドレス・受賞情報（The John Gaus Award の2021年受賞者は前述の C. Hood）・研究グループの催しなどを含めた全体の動向を見逃してしまいます。

最後にお目当ての先生たちと直接お話をすることは大切ですよね。学問誕生のあれこれを教えていただけます。ガバナンス研究に限っててもピッツバーグ大学の B. Guy Peters さんをはじめ、ランカスター大学の Bob Jessop さん、マンチェスター大学（現サウザンプトン大学）の Gerry Stoker さん、ロスキレ大学の Eva Sørensen さんと Jacob

Torfinf さん，国内では同志社大学の新川達郎先生，そして早稲田大学の故寄本勝美先生には特別にお世話になりました。以上です。他に何かお聞きになりたいことがございますか。

小堀 全体的に満遍なくおっしゃっていただいたので，問題ないかと思います。

堀 ありがとうございます。

小堀・柳 ありがとうございます。

(このインタビューは，2021年11月19日に行われました)